

治山技術基準の解説について（平成 25 年 4 月 1 日付け 24 林整計第 309 号林野庁森林整備部長通知）の一部改訂新旧対照表

(下線部は改訂部分)

改 訂 案	現 行
<p style="text-align: center;">第 1 章 ～ 第 3 章 （略）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 地すべり防止工の設計</p> <p>第 1 節 ・ 第 2 節 （略）</p> <p>第 3 節 抑制工の設計</p> <p>3 - 1 ～ 3 - 8 （略）</p> <p>3 - 9 排土工</p> <p>3 - 9 - 1 ～ 3 - 9 - 5 （略）</p> <p>3 - 9 - 6 切土の処理</p> <p>〔解説〕</p> <p>1 （略）</p> <p>2 地すべり地の土は、一般的に風化軟弱化する速度が速く、攪乱されると強度も小さくなるので、盛土の材料としては不適當な場合が多い。<u>したがって</u>、残土処理が崩壊の発生又は流亡の原因とならないよう十分な対策を検討する。</p> <p>3 残土処理を行うに当たっては、残土を資源として積極的に有効利用することが重要であり、土質条件等を十分に調査し、できるだけ多量の土を活用するよう<u>努め、既定の残土処理場を利用する場合や他事業との調整により他事業の盛土材等として活用する場合は、当該残土処理場や他事業の現地における処理方法による。</u></p> <p><u>4 残土処理場の設定については、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 13 条及び第 31 条に規定する技術的基準（同法施行令及び同法施行規則の関係条項を含む）、同法施行令第 20 条に規定する都道府県等の規則、盛土規制法の関連通知並びに盛土等防災マニュアル（令和 5 年 5 月 26 日）による。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 ～ 第 3 章 （略）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 地すべり防止工の設計</p> <p>第 1 節 ・ 第 2 節 （略）</p> <p>第 3 節 抑制工の設計</p> <p>3 - 1 ～ 3 - 8 （略）</p> <p>3 - 9 排土工</p> <p>3 - 9 - 1 ～ 3 - 9 - 5 （略）</p> <p>3 - 9 - 6 切土の処理</p> <p>〔解説〕</p> <p>1 （略）</p> <p>2 地すべり地の土は、一般的に風化軟弱化する速度が速く、攪乱されると強度も小さくなるので、盛土の材料としては不適當な場合が多い。<u>従がって</u>、残土処理が崩壊の発生又は流亡の原因とならないよう十分な対策を検討する。</p> <p>3 残土処理を行うに当たっては、残土を資源として積極的に有効利用することが重要であり、土質条件等を十分に調査し、できるだけ多量の土を活用するよう<u>努める。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

治山技術基準の解説について（平成 25 年 4 月 1 日付け 24 林整計第 309 号林野庁森林整備部長通知）の一部改訂新旧対照表

(下線部は改訂部分)

改 訂 案	現 行
<p>3 - 1 0 ~ 3 - 1 3 (略)</p> <p>第 4 節 (略)</p> <p>第 5 章 (略)</p>	<p>3 - 1 0 3 - 1 3 (略)</p> <p>第 4 節 (略)</p> <p>第 5 章 (略)</p>

附 則

この通知は令和 5 年 5 月 26 日から適用する。